

令和7年3月11日

課名：建築指導課
電話：092-643-3719
担当：河島、田上

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

佐賀県佐賀市天神1-4-3
株式会社佐電工

2 指名停止の期間：

令和7年3月11日 ～ 令和7年9月10日（6ヵ月間）

3 事実概要：

（株）佐電工の使用人が、佐賀県多久市発注の庭球場照明改修工事において、入札の秘密事項である指名業者名を多久市職員から事前に入手したとして、令和7年2月18日に公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第9号に該当することから、指名停止6ヵ月間とする。

【福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱 別表その2第9号該当】

措置要件	期間
9 (競売入札妨害又は談合) 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の事実を認定した日から6ヵ月以上12ヵ月以内